

福島イノベーション・コースト構想 動画制作・プロモーション業務  
公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が実施する「福島イノベーション・コースト構想 動画制作・プロモーション業務」において、公募型プロポーザル方式により業務委託候補者を選定する手続きについて、必要事項を定めるものである。

2. 委託業務概要

(1) 業務名

福島イノベーション・コースト構想 動画制作・プロモーション業務

(2) 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

(3) 委託業務の内容

「福島イノベーション・コースト構想 動画制作・プロモーション業務仕様書」のとおり

3. 委託契約上限額

11,128,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

見積書作成に当たっての消費税は、10%で算定すること。

4. スケジュール

	一次審査なし	一次審査あり
質問書の提出期限	令和7年6月16日（月）17時まで	令和7年6月16日（月）17時まで
質問書の回答	令和7年6月18日（水）	令和7年6月18日（水）
参加表明書提出期限	令和7年6月20日（金）17時まで	令和7年6月20日（金）17時まで
企画提案書提出期限	令和7年6月25日（水）17時まで	令和7年6月25日（水）17時まで
一次審査（書面）	-	令和7年6月27日（金）※予定
一次審査結果通知	-	令和7年6月30日（月）※予定
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年6月30日（月）※予定	令和7年7月3日（木）※予定
二次審査結果通知	令和7年7月1日（火）※予定	令和7年7月4日（金）※予定
契約締結日	令和7年7月下旬 ※予定	令和7年7月下旬 ※予定

※一次審査は4者以上から提案があった場合に実施する。

## 5. 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本委託の業務遂行能力を有する者（過去に本委託に類似する業務を実施した実績を有する者）であること。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (3) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - エ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 6. 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL：<https://fipo.or.jp/>

## 7. 質問等の受付

- (1) 受付期間  
上記「4. スケジュール」で定める期間内とする。
- (2) 提出方法  
質問書（様式第 1 号）により、事務局宛てに電子メール（アドレスは 15. に記載）で提

出の上、必ず電話（番号は 15.に記載）にて送付した旨を連絡すること。なお、電子メール以外による質問は受け付けない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、機構のホームページに上記「4. スケジュール」で定める期間内に公表する。なお、個別の回答は行わない。

8. 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

上記「4. スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出書類

公募型プロポーザル参加申込兼誓約書（様式第2号）を事務局まで電子メール（アドレスは 15. に記載）で送信（形式：PDF）し、電話（番号は 15.に記載）で送信した旨を連絡すること。表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。なお、原本は「9. 提案書等の提出期限等」の際に提出すること。

(3) その他

電子メール送付の際には、件名を下記にすること。

件名：【動画制作・PR 業務】参加表明書等の送付（参加企業名）

9. 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

上記「4. スケジュール」で定める期間内とする。

(2) 提出書類

以下について指定部数を事務局まで持参又は郵送すること（郵送による場合、提出期限必着とする）。

ア 企画提案書（業務スケジュール、業務実施体制を含むもの）

A 4横・カラー両面印刷・原則、表紙を除き 30 ページほど

正本 1 部 副本 5 部

イ 会社概要（様式第3号）

もしくは会社概要や実施業務内容がわかるパンフレット等も可（6部）

ウ 役員一覧（様式第4号）

エ 主な受託業務実績一覧表（任意様式）

過去に本業務に類似する業務を実施した実績を記載すること。

業務名・発注者・業務期間・業務概要等を記載すること。

オ 見積書

様式任意（経費区分が分かるように具体的に記載すること）

正本 1 部 副本 5 部

カ 公募型プロポーザル参加申込兼誓約書（様式第2号）（原本）

## 10. 企画提案参加資格の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、失格とする。

- (1) 提出者が上記「5. 参加資格等」に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
- (3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- (4) 虚偽の内容が確認された場合。
- (5) 見積額が委託契約上限額を超過している場合。
- (6) 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合（ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く）。

## 11. 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 機構は提出された提案書等を機構内での審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として機構以外に公開することはない。  
ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。
- (5) 参加表明書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 12. 選定方針

### (1) 選定方式

業務委託候補者の選定は、別途設置する「福島イノベーション・コースト構想 動画制作・プロモーション業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行うものとする。業務委託候補者の選定は、一次審査（書面）と二次審査（プレゼンテーション）を経て決定する。なお、一次審査は4者以上から提案があった場合に実施し、一次審査で3者を選定し、二次審査を実施する。企画提案が3者以下の場合は、一次審査を省略し二次審査を行う。

### (2) 審査会概要について

一次審査、二次審査とも合計平均点数が満点の6割以上の者から、一次審査では上位3者を二次審査へ、二次審査では最上位得点者を業務委託候補者とする。なお、一次審査、二次審査とも同点の者がいた場合は、審査委員会で協議のうえ決定する。（審査基準は下記参照）

ア 日時 上記「4. スケジュール」の通り。

イ 会場 機構内会議室（福島市中町1番19号 中町ビル）※オンライン形式可

※オンライン形式（Zoom）を希望する場合は、二次審査の前日12:00までに申し出ること。それ以降の申し出は一切受け付けない。

ウ 概要（二次審査）

- ① 1提案者あたりの出席者は2名以内とする。
- ② 1提案者あたりの時間は、30分程度とする（20分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑）。
- ③ プレゼンテーションに使用する資料は、提案書のみとし、追加資料の使用は認めない。
- ④ プレゼンテーションでのプロジェクター等の使用は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションの日時や会場の詳細は、一次審査通過者に電子メール（アドレスは15.に記載）で通知する。
- ⑥ 審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全者に対して電子メール（アドレスは15.に記載）及び機構のホームページで通知する。

URL：<https://www.fipo.or.jp/procurement>

- ⑦ 審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

### (3) 審査基準

審査項目（評価の視点）・配点等

事業遂行能力等		評価	倍率	配点	
事業理解	・構想*や取組について十分に理解しているか。 ・本事業の目的や事業内容を理解しているか。	1~5	×2	10点	30点
事業体制	・本事業を実施するうえで十分な体制であるか。 ・過去に本事業と類似の事業受注実績があるか。 ・イノベ機構と柔軟に調整できる体制であるか。	1~5	×2	10点	
スケジュール	・本事業を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。 ・スケジュールの管理・調整体制を持ち合わせているか。	1~5	×2	10点	
企画提案内容		評価	倍率	配点	
動画（コンセプト）	・構想*の認知度向上、理解促進に繋がるか。 ・ターゲットのイノベ地域に対する興味や関心を引き出し、構想*実現を期待できる内容となっているか。	1~5	×4	20点	90点
動画（デザイン）	・訴求力のあるデザイン（クオリティ）になっているか。 ・構想による取組の結果、生活が豊かになったイノベ地域の未来のビジョンを的確に描けているか。 ・視聴意欲を起こさせる工夫がなされているか。	1~5	×4	20点	
動画等の広告配信（企画性）	・ターゲットに対し効果的な広告配信方法の提案になっているか。 ・画像広告やサムネイル及びバナーは、訴求力のあるデザインとなっているか。	1~5	×3	15点	
その他の効果	・ターゲットや目的に合わせたPR施策を提案してい	1~5	×2	10点	

的なPR施策	るか。				
事業経費	・事業経費（内容・単価等）は適正であるか。 ・提案内容と積算の整合性はあるか。	1～5	×2	10点	
自由提案	・仕様書（案）に不足する要素を補い、本事業の効果を更に高めるような自由提案がなされているか。	1～5	×3	15点	
合計※					120点

構想\* 福島イノベーション・コースト構想を指す。

#### (4) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は次のとおりとする。

点数	5	4	3	2	1
評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

### 13. 業務の契約

審査委員会が選定した業務委託候補者と、機構財務規定に基づき契約交渉（最終的な仕様書内容の調整等）を行うが、上記「10. 企画提案参加資格の無効」の条項に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、審査会次点の者を候補者とする。

#### (1) 委託契約に関する事項

委託者「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」を甲とし、受託者を乙とする。

##### ア 契約方法

甲の財務規程に基づき、委託契約を締結する。契約内容は甲と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約を締結しないことがある。また、甲が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

##### イ 委託料の支払

乙からの「事業完了届」及び「事業実績報告書」を受領し、甲の検査を経て、乙の請求に基づき支払うこととする。

##### ウ 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

#### (2) 再委託について

ア 乙は、委託業務における契約における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等については再委託することはできない。

イ 乙は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

14. その他

- (1) 企画提案後、提案内容を低下させることは認められないため、実行可能な提案とすること。
- (2) 提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金の請求などを行う場合がある。

15. 問い合わせ先（事務局）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 交流促進部交流促進課（担当：目黒）

住所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

電話：024-581-6893

電子メール：[koryu-sokushin6893@fipo.or.jp](mailto:koryu-sokushin6893@fipo.or.jp)